

序 章

大阪市緑の基本計画の改定にあたって



序章

大阪市 緑の基本計画の 改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的

大阪市では、平成 12 年に緑とオープンスペースの保全・創出を推進していくための長期的・総合的な計画として「大阪市緑の基本計画」を策定し、市民・事業者・行政が一体となってみどりのまちづくりを推進してきました。

しかし、「大阪市緑の基本計画」の策定から 10 数年が経過し、少子高齢化の進行、ヒートアイランド現象に代表される都市環境問題の深刻化、都市における生物多様性の重要性、南海地震等の大規模な災害発生に対する意識の高まりや防災対策の必要性の高まり、さらには都市のグローバル化の加速など、社会情勢が大きく変化しました。このような状況において、都市におけるみどりの果たすべき役割は、これまで以上に多様化するとともに、その必要性は高まっており、平成 24 年 6 月に大阪府・市が共同で「今後の大都市・大阪のまちづくりの大きな方向性」としてとりまとめた「グランドデザイン・大阪」の中でも、みどりは将来の大阪の成長を推進する重要な都市インフラ（基盤施設）として位置づけられています。

こうした都市のみどりを取り巻く情勢が大きく変化する中、都市計画公園・緑地においては事業の長期化が見込まれ、今後の公園・緑地のあり方の見直しが必要となっています。

こうした変化に対応し、みどりのソフト・ハードのストックを活かしながら、「グランドデザイン・大阪」等との整合もはかりつつ、都市公園をはじめとした公的施設整備中心から、建物の屋上や壁面も含めた民有地緑化、さらには身近な緑の保全・創出を進めていく市民・事業者の取組みの指針として、「新・大阪市緑の基本計画」を策定するものです。

2. 緑の基本計画とは

（1）緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備など都市計画に基づく事業や制度を対象とするだけでなく、都市計画制度によらない道路や河川などの公共空間の緑化、下水道施設、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発などのソフト面の施策も含めた、都市のみどりに関する総合的な計画です。

(2) みどりの機能・効果

みどりには、主に次のような機能・効果があります。

景観形成

みどりは、都市の季節感を演出し、統一感や美しさを与え、うるおいのある街並みの形成に寄与します。また、都市の風格や都市イメージを高める役割を果たします。



防災・減災

みどりは、災害時の避難場所や災害応急対策活動の空間として機能するだけでなく、火災発生時の延焼を防止する空間として機能するなど、災害に強いまちづくりを推進していく上で重要な空間となります。

また、近年ゲリラ豪雨等による都市型洪水への対応が世界的にも課題となる中、都市の表面排水を少しでも少なくすることに貢献できるような、都市公園などの非舗装地や屋上緑化など、都市における多様な緑被地を増やしていくことも重要となっています。



環境保全・改善

みどりは、気温・日照・風などの微気象の調節、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化と酸素の供給、さらには騒音防止や防塵など、都市環境の改善に寄与する大切な環境保全・改善機能を備えています。

また、都市内の樹林地・農地・水辺などは、生物の生息拠点となり、街路樹や公園等と一体となったみどりのネットワークは、生物の移動空間となるなど、都市の生物多様性の向上に大きな役割を果たします。



スポーツ・レクリエーション

みどりは、市民の休養、散策、スポーツなど日常的なレクリエーション活動をはじめ、健康増進活動等の多様な活動を支える場となります。

また、みどりを通じた活動が、高齢者などの生きがいを創出し、健康な市民生活を支えるコミュニティの醸成につながります。



人・まちの持続的成長

みどりを介した市民活動は、地域コミュニティを育み、良好なコミュニティに支えられた声の掛け合いなどが、安全なまちづくりを支えるものとして注目されています。

また、都市における大規模な公園・緑地や商業空間のみどりは、良好な景観を形成するだけでなく、観光拠点やイベント空間として機能し、集客力向上や活気あふれる都市の形成に貢献します。

さらに、身近なみどりに触れあう経験や、みどりを活用した環境教育が、都市や地球環境における自然の役割や重要性に関する理解を促すなど、みどりは、自然との共生が求められるこれからの時代にふさわしい人材の育成にも寄与します。





(3) 本計画におけるみどり

本計画における主な用語は、次のように定義します。

【みどり】

周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地、さらにこれらと一体となった水辺、オープンスペースなどのハード面に加え、緑のまちづくりに関わる人や仕組みなどのソフト面までも含めた、緑に関係する広い概念

【緑】

樹木や草花などの植物

【緑地】

都市緑地法の定義に基づき、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるもの。

さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類

・施設緑地

都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

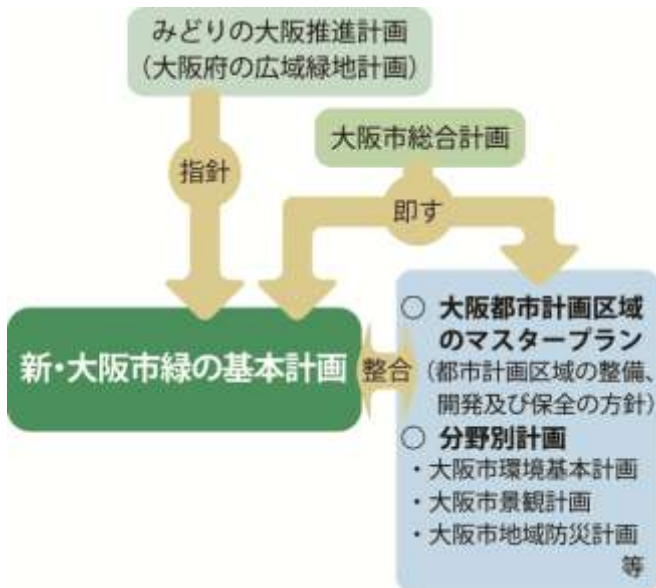
・地域制緑地

森林、農地、交用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

本計画では、左記に定義する「みどり」のように広い概念で示す場合や複合的に捉える場合には、ひらがなの「みどり」でできるだけ統一し、より具体的に表現した方がわかりやすい場合には、左記に示す定義・用語以外にも、物的な「緑」と「オープンスペース」を区別して表記します。また、緑・オープンスペースをより具体的に示す場合には、都市公園、公開空地、緑地、樹木、高木や大径木、古木、街路樹や景観木などと表現することとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、環境・エネルギー問題、防災対策、さらには都市魅力の創造など、現在の社会情勢を踏まえながら、大阪市における今後の公園・緑化のあり方と方向性について、大阪府の広域緑地計画である「みどりの大阪推進計画」や大阪市の関連計画や施策と整合をはかり、とりまとめたものです。



■本計画の位置づけ

4. 計画の枠組み

(1) 計画期間

今後の大阪のみどりのまちづくりを見据えつつ、「みどりの大阪推進計画」とも整合をはかるため、計画期間は2025年（平成37年）に設定します。

ただし、指標の達成状況や施策の進捗状況については、PDCAサイクルにより3年毎に進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、大阪市全域とします。

なお、将来像等で周辺都市との緑の連続性を示すなどの場合は、市域を超えた表現をとり入れるとともに、今後広域的なみどりの取組みについては、周辺都市とも連携をはかっていくこととします。

5. 計画の構成



■本計画の構成

第1章では、大阪市のみどりのまちづくりの変遷やこれまで行ってきた取組みをふりかえるとともに、現状のみどりについて示します。

第2章は、近年のみどりをとりまく情勢の変化と、今後のみどりのまちづくりを考える上での重要な視点をふまえ、「大阪市における今後の公園・緑化のあり方（方向性）」を示します。

第3章では、これまでの取組み成果やみどりを取り巻く情勢変化や、「今後の公園・緑化のあり方」を踏まえ、「基本理念」、「基本方針」、「みどりの将来像」を示します。また、「みどりのまちづくり指標」を設定するとともに、「都市公園の整備方針」についても示します。

第4章、第5章では、みどりのまちづくりを実現するための具体的な施策等を示します。

第6章では、計画の推進体制やPDCAサイクルを基本とした計画の点検、見直しの方針を示します。



第 1 章

これまでのみどりのまちづくり



第1章

これまでの みどりのまちづくり

1. みどりのまちづくりの変遷

大阪市は、もともと市域の大半が淀川と大和川の土砂の堆積で形成された沖積平野からなり、自然の緑に恵まれず、さらに早くから市街化が進展したため、緑やオープンスペースは十分とは言えない中、これまでのみどりのまちづくりでは、緑の質や都市の質を考えながらも、新たな緑やオープンスペース（量）を生み出すことを主眼に進めてきました。

明治末期～昭和初期

都市への人口・産業（紡績業等）の集中が進み、煤煙などの都市問題が起こり始めたころ、明治24年に大阪の最初の都市公園として中之島公園が、明治36年には天王寺公園が開設されました。昭和3年に決定された総合大阪都市計画では、公園が初めて都市計画決定項目の重要な一部門として位置づけられ、今日の公園体系の基礎がつくられることとなりました。

明治末期～昭和初期



中之島公園 (明治24年開設)



天王寺公園 (明治36年開設)



御堂筋 (昭和12年開通)

昭和39年「緑化100年宣言」



長居公園「郷土の森」
(昭和40～43年整備)



大阪城公園「市民の森」
(昭和42～44年整備)

平成2年「花と緑のまちづくり宣言」



鶴見緑地 花の万博 (平成2年間催)

平成12年「大阪市緑の基本計画」



昭和 39 年「緑化 100 年宣言」

戦後の復興から高度経済成長期にあった昭和 39 年 4 月、第 1 回大阪市緑化推進大会を開催し、「大阪をうるおいのある健康なまちにするために強力な緑化運動を全市民の変わることない願いとして、今後 100 年継続して実施する」と、「緑化 100 年宣言」を採択しました。その後、長居公園の郷土の森や大阪城公園の市民の森など、市民の手による緑化事業や都市公園の整備が行われ、緑量の拡大がはかられました。

平成 2 年「花と緑のまちづくり宣言」

地球規模での環境問題が高まりつつあった平成 2 年、鶴見緑地を会場として国際花と緑の博覧会が開催され、これを一過性のイベントで終わらせることなく、その理念と成果を今後のまちづくりに継承するため、「花と緑のまちづくり宣言」を採択しました。その後、みどりの量だけでなく、みどりによる環境問題への貢献、良質な都市環境の創造といった、みどりの質的向上が一層はかれるようになりました。

平成 12 年「大阪市緑の基本計画」

平成 12 年には、これまでのみどりのまちづくりの成果や今後のみどりの果たすべき役割を再確認し、本市の将来のみどりのあるべき姿を明らかにし、その将来像の実現に向けて緑とオープンスペースの保全・創出を一層推進していくための総合計画として「大阪市緑の基本計画」を策定しました。その後今日まで、都市公園や街路樹整備をはじめ、市民・事業者・行政が一体となり、公有地だけでなく民有地の緑化（まちの緑化）やまちづくりを担う人材育成（人の緑化）など、多岐にわたる都市緑化の推進に取り組んできました。

（参考）花と緑のまちづくり宣言

“花と緑”は人類の歴史において、太古からもっとも大切な伴侶であり、私たち人類の暮らしをささえ、はぐくみ、よろこびや新しい知識をもたらしてくれました。我が国においても、古来豊かな自然に恵まれて、人々の暮らしも花と緑との密接な結びつきのもとで営まれてきました。

花と緑は四季の歌になり、祭りとなり、道として極められ、我が国固有の文化を育てまいりました。今や花と緑は、日常生活から産業活動にいたるまで、人間のゆたかな活動の基盤となりつつあります。都市や生活環境において、花と緑は欠かすことのできない重要な要素です。

花と緑は都市を美しく演出し、そこに住む人々の心にやすらぎを与えます。

花と緑こそ都市の活力にいきいきとした表現と潤いを与え、都市にくらすよろこびとこまやかな交流の文化をつくり出し、海をこえて、地球の各地域のいのちをつなぐかけはしとなるでしょう。

花と緑は、人間同士だけでなく、地球上のあらゆる生き物にとっての共通の言葉でもあります。

地球社会の一部として、この都市で花と緑を守り、育み、この貴重な資産と、それを愛する心を明日の世代に伝えることは我々の世代の責務でもあります。

世界に貢献するまち、人間主体のまちとしての新しい大阪市には、21 世紀に向けて、花と緑を大切にす風土づくりを展開することが大阪市民に求められているとおもいます。

大阪市は、1990 年の国際花と緑の博覧会の開催地としての榮譽をふまえ、その理念と成果を継承し、明日の地球社会のための花と緑に関する新しい情報発信基地をめざすとともに自然と共存する美しい感性あふれる都市を創造することをここに宣言いたします。



2. 当初計画における3つの将来目標とその現状

「大阪市緑の基本計画」では「都市公園等の市民1人あたり面積」、「樹木・樹林率」、「自然面率」の3つの将来目標を設定し、様々な施策を推進してきました。

計画策定時の実績と、計画策定から13年が経過した現在の進捗状況を比較すると、右表に示す状況になります。

■緑の将来目標に対する進捗状況
(目標年次：21世紀中葉)

緑の将来目標	目標値	策定時の実績	現在の進捗状況	成果
都市公園等の市民1人あたり面積	7.0 ㎡/人	3.9 ㎡/人 (平成9年度末)	4.1 ㎡/人 (平成24年度末)	0.2 ㎡/人の増加 (面積:約81.8ha)
樹木・樹林率	約15%	4.4% (平成6年)	6.9% (平成18年)	2.5%の増加 (面積:約561ha)
自然面率	約30%	22.8% (平成6年)	29.3% (平成18年)	6.5%の増加 (面積:約1,491ha)

※都市公園等の市民1人あたりの面積(㎡/人) =
(大阪市内の都市公園面積+臨港緑地面積)/人口

※樹木・樹林率(%) =
樹木・樹林等の枝葉で覆われた面積/市域面積×100

※自然面率(%) =
樹木・樹林地+水面+草地などの面積/市域面積×100

3. 都市公園整備・緑化の取組み

(1) 都市公園の数及び面積の推移

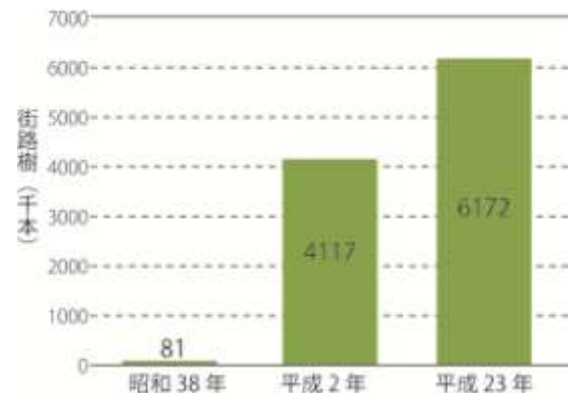
市内に整備された都市公園(国営公園・府営公園含む)の状況を昭和38年(1963年)と平成24年(2012年)で比較すると、公園数は288箇所から約3.4倍の983箇所に、公園面積は約340.7haから約2.8倍の約940.1haに、市民一人あたり都市公園面積は1.06㎡から約3.3倍の3.51㎡にそれぞれ増加しています。



■都市公園の数及び面積の推移(各年度末時点)

(2) 街路樹本数の推移

大阪市の街路樹本数は、昭和38年に81,000本であったものが平成2年には約50倍の4,117,000本、平成23年には約76倍の6,172,000本へと増加しています。



■街路樹本数の推移(各年度末時点)



4. みどりの保全・創出の 取組み

公園や街路樹の整備だけでなく、市民・事業者のみどりのまちづくり活動への参加支援や意識啓発活動などの取組みも展開してきました。

● 市民・事業者参加によるみどりのまちづくり活動への支援

- * 地域での自主的な緑化に対する活動支援（緑化相談、緑化講習会）
- * ワークショップ型公園づくりの推進（みんなのわくわく公園づくり）
- * 市民・事業者のみどりの管理・保全への参加促進（公園愛護会、ふれあい花壇）
- * 各種助成制度の充実（建築物緑化、敷地生け垣等緑化への助成、保存樹・保存樹林への助成）
- * みどりのまちづくりの普及啓発の中心的施設の整備（花と緑と自然の情報センター）

● みどりのまちづくりを広め・育て・継承していく“人”づくり

- * 地域のみどりのまちづくりにつながる人材の育成（緑化リーダーやグリーンコーディネーターなど）
- * 市民の手による種から花苗の育成（「種から育てる地域の花づくり」事業）

● みどりに関する意識の高揚

- * 市民・事業者のみどりに関する意識の啓発（緑のカーテン・カーペットづくり）
- * 都市緑化気運を盛り上げるイベントの開催（はならんまん、都市緑化フェア）
- * みどりのまちづくり顕彰制度の充実（緑花コンクール、花と緑の絵画・ポスターコンクール）

● 協議、行政指導によるみどりの創出

- * 都市計画法に基づく開発行為時における公園、広場または緑地の設置
- * 行政指導による大規模建築物の建設時における公園、広場または緑地の設置
- * 大阪府自然環境保全条例に基づく緑化



■ ワークショップ型公園づくり（みんなのわくわく公園づくり）の様子



■ 「種から育てる地域の花づくり」活動の様子



■ 都市緑化イベント「はならんまん」の様子



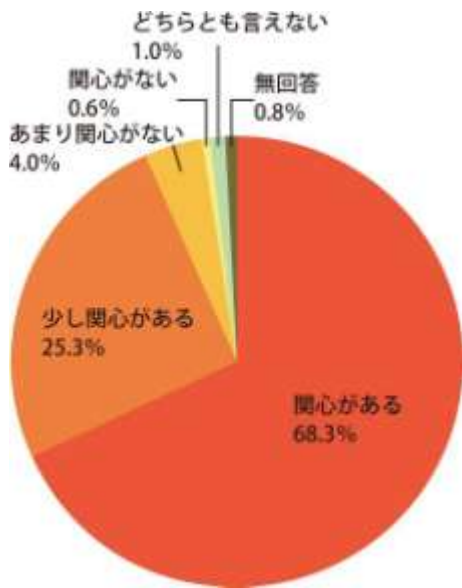
■ 開発行為により創出された民有地の広場



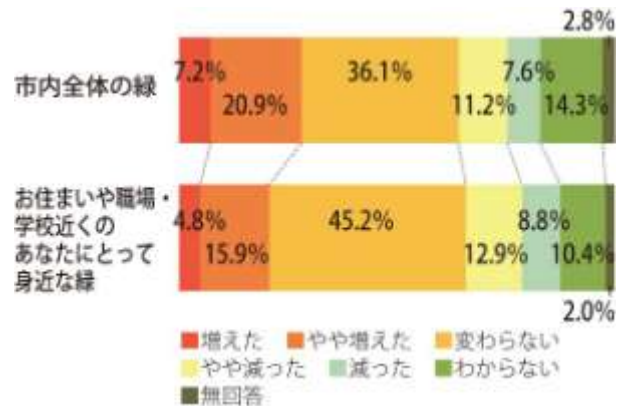
5. みどりに関する意識

平成22年12月に実施した市政モニターアンケートによると、「緑への関心」については、「関心がある」、「少し関心がある」で約9割以上、「緑のまちづくりへの関心」については、「関心がある」、「少し関心がある」で約7割となっており、緑への関心や緑のまちづくりへの参加意識が高いことが分かります。

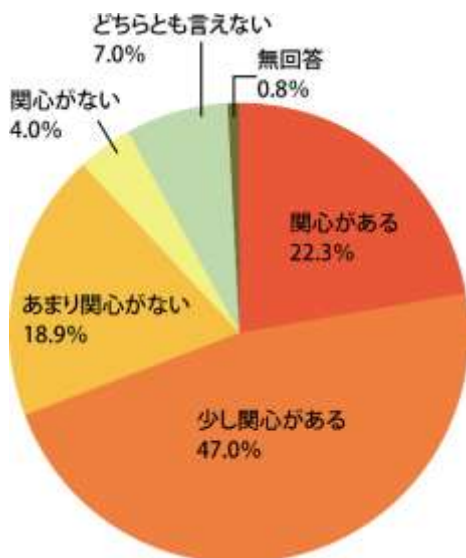
一方、「緑の量の変化」については、「増えた」、「やや増えた」と感じている人が2割程度、「緑の満足度」では「満足している」、「やや満足している」が3~4割程度と、依然、緑の量や満足度は低いことが分かります。



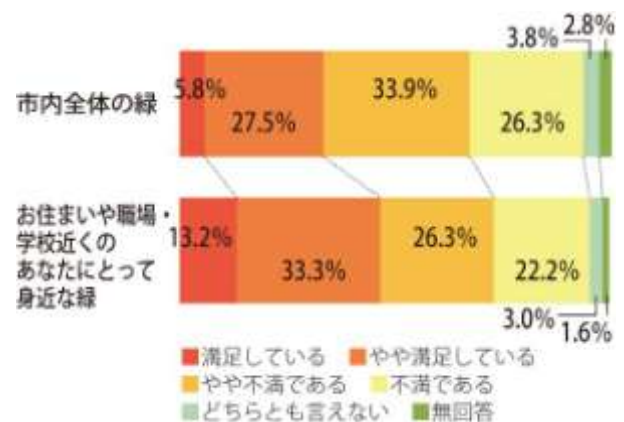
■緑への関心



■緑の量の変化



■緑のまちづくりへの関心



■緑の満足度



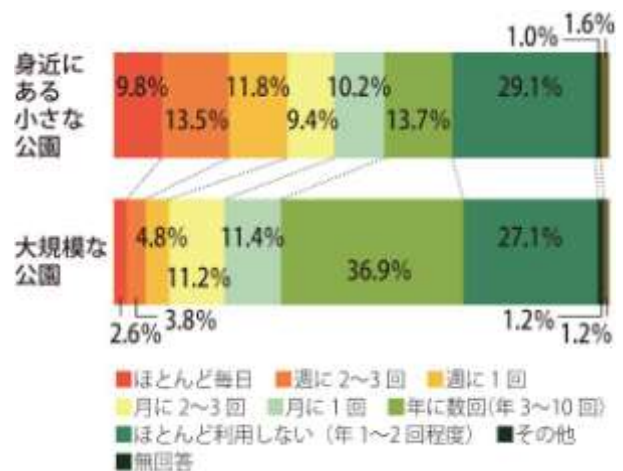
また、「緑に望むこと」では、「ヒートアイランド現象や地球温暖化現象の緩和などに寄与する緑をつくる」、「安らぎや季節感を感じさせる緑をつくる」、「水辺や大阪の歴史・文化的な資源などを活かし、大阪らしい緑の風景をつくる」が5割前後、他の項目からは「美しいまちなみ」や「子どもたちへの自然・環境教育」などに4割以上の方が望んでいることから、環境問題への対応をはじめ、大阪らしい都市の魅力や生活の質の向上につながる緑が望まれていることが分かります。



■緑に望むこと

さらに、「公園の利用頻度」では、身近にある小さな公園については、「ほとんど毎日」、「週に2~3回」、「週に1回」を合わせて3割以上の方が“週に1回以上利用する”と答えています。

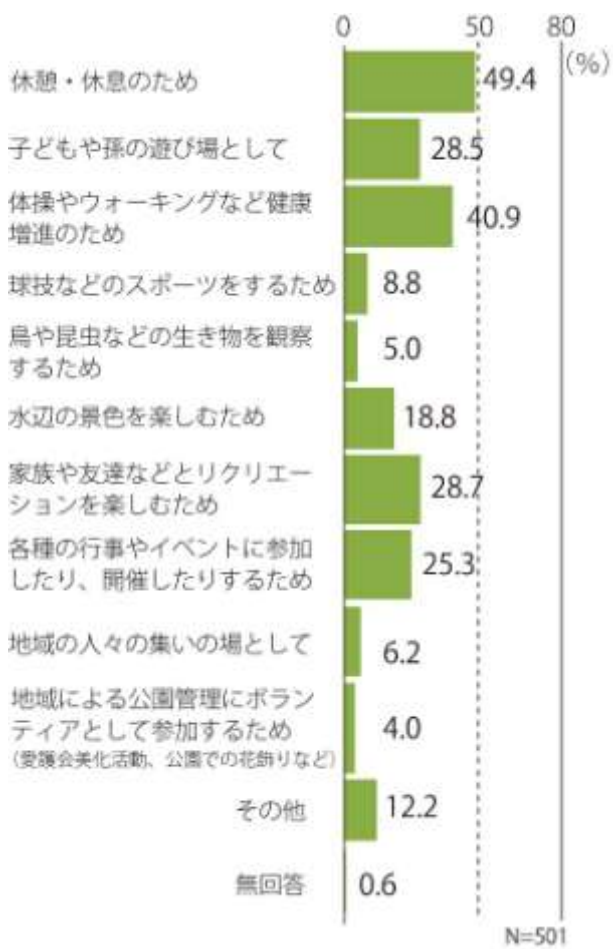
一方、大規模な公園については、週に1回以上利用する人は1割程度であり、大規模な公園に比べ身近な公園の利用頻度が高くなっています。



■公園の利用頻度



また、「公園の利用目的」については、「休憩・休息のため」が49.4%と最も高く、次いで「体操やウォーキングなど健康増進のため」が40.9%となっています。



■公園の利用目的

第 2 章

みどりを取りまく情勢と
今後の公園・緑化の方向性





第2章

みどりを取りまく情勢と 今後の公園・緑化の方向性

1. みどりを取りまく情勢の 変化

関連法制度

「大阪市緑の基本計画」を策定した平成12年以降、景観法（平成16年）や生物多様性基本法（平成18年）、歴史まちづくり法（平成20年）、さらに最近では都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月）が施行され、持続可能な循環型社会の構築をはじめ、景観・環境・生態系への配慮、都市の歴史・文化の継承・創造等、多様な視点からのまちづくりの重要性が高まり、こうした中でみどりの重要性も高まっています。

また、みどりの創出・保全の手法については、景観法の制定に伴い改正された都市緑地法（旧都市緑地保守法）において、緑地保全地域や緑化地域制度が創設されるなど、多様な主体や手法によるみどりの創出・保全の仕組みが創出されてきました。

関連計画

「大阪市緑の基本計画」に関連する主な計画として、大阪府下市町村の緑の基本計画の指針ともなる「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月）や、大阪市環境基本計画（平成23年3月）が策定されました。さらに、

大都市・大阪の大きなまちづくりの方向性としての「グランドデザイン・大阪」（平成24年6月）の策定、大阪都市計画区域マスタープラン（平成25年3月）の改定等、今後の大阪の緑のまちづくりの方向性に関連する各種計画がとりまとめられるなど、今後の大阪のみどりのまちづくりにも関連する各種計画も変わってきています。

社会経済情勢

我が国においては、人口の減少、高齢社会の進行、財政制約、国際競争の激化等の社会経済構造変化をはじめ、平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故を受けた今後のエネルギー問題への対応も必要となっています。

このような状況のもと、大阪市においても市税収入の減少などから今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、そうした社会経済情勢に対応しつつ、今後の大阪のまちづくりの方向性とも整合性を取りながら、より効率・効果的なみどりの創出・保全に向けた取組みが必要となっています。



2. 今後のみどりのまちづくり を考える上での重要な視点

大震災や都市型洪水など都市防災への対応

これまでの都市防災への対応に加え、東日本大震災で改めて対策が重要視されている帰宅困難者対策、大規模な災害発生後、復興までも見据えた計画的なまちづくりが求められるとともに、世界的な課題となっている都市型洪水等の都市型災害への対応も重要となっています。

自然環境・生物多様性の保全

ほぼ全域が市街化されている大阪市において、淀川・大和川をはじめ市内を流れる河川や川沿いの湿地、湾岸の干潟・野鳥園、都市公園、上町台地や社寺等の樹林地、ビルの屋上や公開空地の緑、さらに道路空間の街路樹等は、生き物の大切な生息・移動空間としての役割を担っており、今後も自然環境やみどりの保全・創出、みず・みどりの空間のネットワーク化がより一層重要となっています。

都市環境の改善やエネルギー問題への対応

地球規模での温暖化、そこに大都市特有の建築物等からの排熱も加わったヒートアイランド現象の顕在化が、人々の（一定の）快適な生活環境を求めた空調機器等の利用増加を促し、エネルギー消費の増大とCO₂の排出増加につながるという負の循環が起こっています。

こうした中、みどりのもつ蒸発散作用や、緑陰形成等により地表面の高温化を防ぎ、周辺の空気を冷やす効果を、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー、低炭素型都市づ

くりを活かして、良好な循環へ転換し、都市環境の改善へつなげていくことが重要となっています。

都市の個性や魅力の向上

グローバル化が進展し、国の枠組みを超え、世界中の都市間での関わりが強くなるにつれ、都市の個性や魅力向上が、市民の生活を豊かにするだけでなく、地域社会・経済の活性化に向けた重要な要素となるなど、今まで以上に、都市の個性や魅力の向上、都市の成長戦略などにつながるみどりの取組みが重要となっています。

まちづくり活動の活発化

今後の人口減少や高齢社会、さらには地震等災害時の対応など、地域コミュニティや地域のつながり・まちづくりを支える仕組みが、今後ますます重要となっています。

大阪市におけるみどりのまちづくりにおいても、これまで公園愛護会や緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成など人的ストックが蓄積されてきました。

また、様々な地域活動の担い手が連携・協働する地域活動協議会において、公園の活用や清掃を住民自らが担っていく取組みが進められているなど、地域活動の活性化に向けたこれらの貴重な人的資源を有効に活用できるネットワーク等の仕組みづくりが非常に重要となっています。このように、地域のまちづくり活動の活性化をはかるうえで、最も身近なまちづくり活動といえる、みどりのまちづ



くり活動の重要性が増しています。

都市計画公園・緑地の見直し

社会経済情勢等から長期に事業未着手となっている都市計画公園・緑地に対して、建築規制等の建築制限をかけ続けていることが全国的な課題になっています。本市の長期に事業未着手となっている都市計画公園・緑地も、今後、その必要性和事業化の用途を精査する等、そのあり方を検討することが必要になっています。

みどりの創出・保全の展開と手法

自然のみどりが少ない大阪市の都市特性を踏まえて、これまで、都市公園や街路樹を中心にみどりの量的な充足に重点を置いて取り組んできました。

今後も、大阪市ではみどりの量的確保は必要となりますが、社会情勢を踏まえた長期未着手都市計画公園・緑地の見直しの中、効率的・効果的、また選択と集中による「質の観点」を十分に加味した既存ストックの活用と、新たなみどりの創出につながる取組みが重要となっています。

3. 大阪市における今後の公園・緑化のあり方(方向性)

【あり方 1】

みどりの既存ストックの活用と多様なみどりの確保による「みどりのベースアップ」(“みどりの都市”への成長)

都市におけるみどりの重要性が高まる中、生物多様性を支えるみどり、ヒートアイランドに代表される厳しい都市環境を改善するみどり、都市防災に資する安全・安心な生活を支えるみどり、歴史文化・自然資源等が一体となって都市の個性や魅力を向上させるみどり、さらに都市へ人・もの・資金を呼び込む都市戦略上のみどりなど、都市の持続的な成長を支える多様なみどりの保全・創出の取組みが必要です。

一方、少子高齢化の社会を迎え、大阪市の厳しい財政状況や、成熟化した市街地や土地利用を考えると、従来の量的充足中心の観点のみどりを増やしていくことは、非常に難しい状況となってきています。そのため、もともとみどりが少ない本市においては、これまで創出・保全してきたソフト・ハードからなるみどりの既存ストックを貴重な都市資源として活かしつつ、今後も多様な主体・手法・創意工夫によるみどりを確保し、住みたい・働きたい・訪れたいと思える都市につながる「みどりのベースアップ」が必要となります。

<キーワード>

- ・既存ストック(人・モノ)の有効活用
- ・多様なみどりの保全・創出



みどりを質・量ともに豊かなものにする
(ベースアップ)



【あり方2】

都市の個性・イメージ・魅力の向上につながる「大都市ならではのみどりの創出」
（“みどりの都市”イメージの構築・発信）

都市におけるみどりは、非常に多様な機能・効果を有していますが、今後、都市としての持続可能な成長につなげていくためには、グローバル化する都市の進展も見据えた、より効果的な都市の個性・イメージの構築と都市魅力の向上が非常に重要な要素となります。

そうした中、大阪市のような大都市においては、より分かりやすい重点的・戦略的なみどりを保全・創出する取組みが今まで以上に重要となっており、大阪市のまちづくりにおいても、都市の個性・都市イメージ・都市魅力につながる「自然・歴史・文化の骨格的なみどり」と「都市戦略上展開すべきみどり」を明確にした取組みが必要となります。

<キーワード>

- ・都市イメージの構築や都市魅力の向上につながるみどりの保全と創出
- ・重点的・戦略的なみどりの取組み
（ソフト・ハード）



みどりの都市イメージの構築・発信

【あり方3】

市民・事業者が主体的にみどりのまちづくりを担う受け皿や仕組みづくり、展開（“みどりの都市”を実現する仕組み（受け皿）づくり）

みどりのまちづくりにおいても、従来の「行政主導のまちづくり」から、市民・事業者の知恵や力を取り入れ、かつ自律した市民社会形成にもつながる「それぞれが主体となったまちづくり」への転換が重要になってきます。

これまで地域の花とみどりのまちづくりを推進するため、公園愛護会制度の活用や緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成など地域の人的ストックを蓄積してきました。また現在、地域活動協議会の発足や地域ビジネスの発想を取り入れた取組みが一部で既に動き出すなど、今後、これらの貴重な人的資源や発想を有効に機能・ネットワークできる仕組みづくりとその展開が非常に重要となっています。

一方、都心部など高密な市街地構造の中で、みどりやオープンスペースを備えた質の高い都市空間を創出していくためには、都市のあらゆる空間を都市魅力の向上につなげる空間として捉え、多様な施策展開が必要となります。このためには、都心部の建替え地や開発地、さらに特区が設定されるエリア等では地上面に加え、建築壁面等の垂直面、さらには建築物屋上や中空階などを活用し、都市魅力の向上につながる、より実感できる緑やオープンスペースの確保を効果的に着実に達成していけるような、大都市ならではのインセン



ティブ等の検討・実施なども非常に重要となっています。

そのため、今ある制度を最大限に活用するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの責務・役割と大阪のみどりのまちづくり像を共有し、地域・市民をはじめ、事業者・行政が主体的、かつ連携して取り組んでいける新たな仕組みづくりとその展開が必要となります。

<キーワード>

- ・「行政主導」から「公・民それぞれが主体」、さらには「民主導」へ
- ・これまで蓄えてきた花と緑のまちづくりにつながる人的ストックを活用・連携させ、今後のまちづくりにつながる仕組みへ
- ・都市魅力の向上につながる大都市らしいインセンティブ等の検討・実施
- ・市民・事業者・行政が大阪のみどりのまちづくりに取り組むため責務・役割を明確にし、みどりのまちづくり像を共有、協働して推進



みどりの都市を実現する仕組み（受け皿）
づくり